

精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務契約書（案）

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長 山口 靖（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査業務の実施に関し、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添「精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務仕様書」に基づき、誘引剤を用いたトラップを使用した発生調査（以下「調査」という。）により、第6条に定める精米工場において、ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシ（以下「カツオブシムシ類」という。）並びに2種の歩行性昆虫類（*Tribolium destructor*及びグラナリアコクゾウムシ。以下「歩行性昆虫類」という。）が無発生であることを確認し、その結果を甲及び当該精米工場に報告するものとする。

（契約の履行及び指示）

第2条 乙は、本契約に関し、甲の指示に従い誠実に履行するものとする。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、第三者に業務を委託し、又は請け負わせることはできない。

（契約の履行期限）

第4条 本契約の履行期限は、令和9年3月15日（月）とする。

（契約保証金）

第5条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第100条の3第3号の規定に基づき免除する。

（調査対象）

第6条 乙が調査する精米工場（以下「調査精米工場」という。）は、仕様書に定めるものとする。

（調査方法）

第7条 乙は、特段の理由がない限り、契約締結後7日以内に調査精米工場において、調査（トラップの設置を含む。）を開始するものとし、調査に当たっては、あらかじめ調査精米工場との間で調査日等の確認を行うものとする。

2 調査は、令和9年3月6日（土）から3月12日（金）までの間に終了するものとする。

ただし、カツオブシムシ類又は歩行性昆虫類の発生が確認された場合にあっては、当該事実が確認された日（当該事実確認の日が調査を開始した日（以下「調

査開始日」という。) から起算して3か月を経過しない場合にあつては調査開始日から3か月を経過した最初の日。)、中華人民共和国(以下「中国」という。)から中国向け米輸出の精米工場の指定を受けた場合にあつては指定された月をもって、調査を終了するものとする。

- 3 調査は、誘引剤を用いたトラップを、100平方メートル当たり1個以上の密度で調査精米工場に設置し、その後、原則として7日ごと及び前項に定める調査を終了する日(以下「調査終了日」という。)に、カツオブシムシ類及び歩行性昆虫類の捕獲状況を確認するものとする。
- 4 調査では、TRECE社のドーム型トラップ及び食物性カイロモン並びにカツオブシムシ用フェロモン「(Z:E)-14-Methyl-8-hexadecenal」(化学名)を使用することとし、フェロモンについては、4週間に一度交換することとする。
- 5 乙は、調査精米工場の責めに帰すべき事由により調査の実施に支障をきたすおそれがあるときその他乙がやむを得ない事情で当該調査を実施できないおそれがあるときは、速やかに植物防疫所長(那覇植物防疫事務所長を含む。)及び甲に連絡を行い、指示を求めるものとする。

(報告書)

第8条 乙は、前条の規定に従い調査を実施したときは、その調査結果について、業務結果報告書(様式1及び様式2。以下「報告書」という。)を作成し、第4条に定める履行期限までに、甲及び調査精米工場に提出するものとする。

ただし、前条第2項ただし書の事由等により調査を終了する場合にあつては、調査終了後速やかに報告書を提出するものとする。

- 2 乙は、甲から報告書について質問されたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(報告書の検収)

第9条 乙は、報告書の提出に際し、甲の命じた職員が行う会計法第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認に必要な検査(以下「検収」という。)を受けなければならない。

(経費の請求及び支払)

第10条 乙は、前条の検収に合格した後に、調査経費請求書(様式3。以下「請求書」という。)により、食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長(以下「官署支出官」という。)に対し、調査に係る経費を請求するものとする。

- 2 甲が乙に支払う経費は、付録に定める金額に調査を実施した週の数に乗じて得た金額とする。

なお、調査を実施した週数は、調査開始日から調査終了日までの日数を7で除した数とし、小数点以下は切り上げることとする。

- 3 官署支出官は、乙から適法な請求書の提出を受けたときは、これを受理した日から起算して30日以内の期間(以下「約定期間」という。)に経費を支払うものとする。
- 4 官署支出官が、約定期間内に経費を支払わない場合は、約定期間の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が別途定める政府契約

の支払遅延に係る遅延利息の率により計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

なお、天災地変等のやむを得ない事由により約定期間内に支払が行われない場合は、当該事由が継続する期間を、遅延利息を支払う日数に算入しないこととする。

(過受金の返納)

第11条 乙は、前条により支払を受けた金額について過受金があった場合は、当該過受金を遅滞なく官署支出官又は食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）に返納しなければならない。

2 前項の過受金は、官署支出官又は歳入徴収官が発行する納入告知書により、納付しなければならない。

(危険負担)

第12条 第7条による調査期間中に、調査が原因となる事故が発生しても、甲はその責めを負わないものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、本契約に関し知り得た一切の事項（第7条第1項の確認及び第8条に基づき行う報告に関する事項を除く。）を第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づき債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺するその他一切の抗弁権を保留する。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合についても、同様とする。

4 第1項ただし書に基づき乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が令第42条の2に基づき、センター支出官（令第40条第1項の規定により、同項第2号に掲げる事務を委任された職員をいう。）に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(催告による契約の解除)

第15条 乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責めを負わない。

- 一 正当な理由により、乙が本契約の全部又は一部の解除を申し出たとき
- 二 乙が本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき
- 三 乙が正当な理由なく本契約に基づく義務を履行することができないと甲が認めたとき
- 四 本契約に基づく義務の履行に関し乙に不正行為があったとき
- 五 第三号に定めるもののほか、本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が不能であるとき
- 六 乙が本契約に基づく義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 七 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき
- 八 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき

(甲の責めに帰すべき事由による契約の解除)

第17条 本契約の義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人である場合にあつては、その役員又は使用人を含む。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合、同法第7条の2第1項（同法第8条の3に

において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金納付命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する犯罪の容疑により公訴を提起された場合

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号のいずれかに該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、調査経費の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定した場合

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定した場合

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

四 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定した場合

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の調査経費の100分の10に相当する額のほか、調査経費の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用がある場合

二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、

法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第22条 乙は、第20条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（違約金）

第23条 乙は、第15条、第16条、第20条又は第21条の規定により本契約の全部又は一部を解除された場合は、違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、甲が認定するものとし、乙は、当該違約金を歳入徴収官が発行する納入告知書により甲に納付するものとする。

（損害賠償）

第24条 乙が、本契約の義務の本旨に従った履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合で、甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を甲に賠償しなければならない。この場合において、損害賠償金は、歳入徴収官が発行する納入告知書により納付するものとする。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求することができる場合において、甲は、次のいずれかに該当する場合には、本契約に基づく義務の履行に代わる損害賠償の請

求をすることができる。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 三 本契約に基づく義務が解除され、又はその義務の不履行による契約の解除権が発生したとき

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(延滞金)

第26条 乙が、甲に納付すべき過受金、違約金及び損害賠償金（以下「元本」という。）について、官署支出官又は歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、過受金の受領又は損害の発生について、乙に故意又は重大な過失がある場合は、甲に納付すべき過受金にあってはその過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、損害賠償金にあっては損害発生の日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。
- 3 前2項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 4 歳入徴収官は、乙が延滞金を納付する場合において、納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 5 歳入徴収官は、前項によって生じた元本の未納額については、乙に対し納付書を発行するものとし、乙は、当該納付書の定めるところによって納付しなければならない。

(期限の特則)

第27条 本契約に定める期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる休日に該当する場合には、その翌日をもって当該期限とする。

(協力義務)

第28条 乙は、甲が必要があると認めて乙に対して業務の進捗状況の照会、迅速な調査又は報告の要請をしたときは、甲に協力するものとする。

(報告等)

第29条 乙は、甲が本契約の履行に関し業務及び財産の状況について報告を求め、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄

総合事務局)の職員に、調査精米工場、事務所その他の事業所において、設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させる場合において、報告をし、事業所における調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

(使用者の責任)

第30条 本契約中、乙の責任を要件とする事項について、乙とあるのは、乙の被用者を含むものとする。

(契約の改定)

第31条 本契約は、甲乙協議の上、改定することができるものとする。

(法令の補充適用)

第32条 本契約に定めのない事項については、法令(条例を含む。以下同じ。)の規定によるものとする。

(協議)

第33条 本契約及び法令に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(紛争等の解決)

第34条 本契約に関して甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

(合意管轄)

第35条 本契約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖 印

乙 ○○○○○
○○○○○
代表者名 ○○○○○ 印

付 録

精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務に要する経費（報告書の作成経費及びフェロモントラップ調達経費を含む。）

「 （工場名） 」

円／週

注：税抜額とする。

様式 1

業 務 結 果 報 告 書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 ○○○○○○○○
会 社 名 ○○○○○○○○
代表者名 ○○○○○○○○

精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務について、調査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 精米工場名
- 2 所在地及び連絡先
- 3 調査期間
令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○週
- 4 調査結果
別添様式 2 のとおり。
- 5 調査対象面積
- 6 関係書類
 - (1) 調査精米工場所在地図
 - (2) 調査精米工場見取図（精米搬入経路、精米工場、トラップ設置場所並びに各部屋の名称及び面積を記載）

精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査結果

調査実施機関 株式会社〇〇

調査対象施設名 株式会社〇〇 〇〇精米工場

調査期間 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

設置場所	トラップ No.	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
		〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日
精米工場内 〇〇〇	1	○or×							
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
	20								
	21								
	22								
〇〇〇	23								
	24								
	25								
	26								
	27								
	28								
	29								
	30								
...									
...									
精米工場 担当者欄		確認印	確認印	確認印	確認印	確認印	確認印	確認印	確認印
	(印)								
調査機関 担当者欄		確認印	確認印	確認印	確認印	確認印	確認印	確認印	確認印
	(印)								

(注)調査結果については、対象トラップにカツオブシムシ類(ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシ)又は歩行性昆虫類(*Tribolium destructor*及びグラナリアコクゾウムシ)が捕獲されていた場合は○、誘引されていなかった場合は×を記入。

様式 3

調 査 経 費 請 求 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 山口 靖 殿

住 所 ○○○○○○○○
会 社 名 ○○○○○○○○
代表者名 ○○○○○○○○
適格請求書発行事業者登録番号

精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務契約書第10条に基づき、下記の金額を請求します。

記

請求金額

¥ _____

- ・ 業務に要する経費
(報告書の作成経費及びフェロモントラップ調達経費を含む。)

① 1週間分の単価 (税抜額) ¥ _____

② 調査実施期間 (週間)

③ 本体額 (①×②) ¥ _____
消費税10% ¥ _____
合計 ¥ _____